

鹿児島県小児救急電話相談について

平成19年8月20日から「小児救急電話相談」がスタートしました。夜間におけるお子さまの急な病気への対処や、応急処置などを相談できる窓口です。

お子さまの急な発熱，嘔吐，下痢，腹痛などでわからないことがあると思います。そんな時にお電話いただければ，経験豊かな看護師がアドバイスいたします。

- ① 相談時間 午後7時～午後11時（毎日対応）
- ② 相談員 看護師
- ③ 電話番号 県内統一「#8000」番（携帯電話からも利用可能）

※「#8000」番が利用できないケース

- ・ダイヤル回線電話，光電話，IP電話
- ・市外局番「0986」の地域（旧末吉町・旧財部町）の固定電話



「099-254-1186」

鹿児島県・鹿児島県医師会・鹿児島市医師会・鹿児島県看護協会

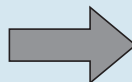
雇用保険法が変わります！

平成19年10月1日以降に離職された方が対象になります。

- 1 これまでの週所定労働時間による被保険者区分及び雇用保険の基本手当の受給資格要件が一本化されます。

(現行)

- 一般被保険者
離職の日以前1年間に
14日以上ある月が6月必要
- 短時間労働被保険者
離職の日以前2年間に
11日以上ある月が12月必要



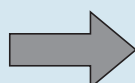
(改正後)

離職の日以前2年間に
11日以上ある月が12月必要
(ただし、倒産・解雇等により
離職された方は
離職の日以前1年間に
11日以上ある月が6月必要)

- 2 特例一時金の給付水準が変わります。

(現行)

基本手当日額の
50日相当分



(改正後)

基本手当日額の30日相当分
ただし、当分の間は
40日相当分が支給されます

詳しくは、鹿児島県労働局職業安定部（099-219-8711）またはお近くのハローワークにお尋ねください。また、雇用保険法の改正の概要は下記をご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html>)